

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	西和賀淡水漁業協同組合							
	住 所	和賀郡西和賀町川尻40地割73番地11							
2 漁業権の免許番号	内共第27号（和賀川上流部）								
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法		区 域	期 間			
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り		川尻橋から上流の和賀川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
			がら掛け		鍵沢橋から下流の和賀川本流の免許区域	9月10日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り		川尻橋から上流の和賀川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		いわな	"		"	"			
		うぐい	"		"	1月1日から12月31日まで			
		かじか	"		"	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。								
	(2) 全長の制限	名 称				禁止に係る全長			
		やまめ				13センチメートル以下			
いわな				"					
うぐい				"					
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所		
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ やまめ いわな うぐい かじか	友釣り 餌釣り 擬餌釣り がら掛 け(あゆ)	1,000円	7,000円	組合事務所及び指定販売所	
	雑 魚		やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800円	3,500円			
	ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。								
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所		
		全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所		
			やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り					
		雑 魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円			
	5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。								
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。								
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。								